

就労継続支援 B 型事業所における働く場としての空間の現状と課題 - 設立時期・事業内容・休憩スペースに着目して -

1 | はじめに

就労継続支援 B 型とは

障害者が雇用契約を結ばずに各事業所で手工業や内職などの作業を行い、その工賃を受け取る就労方法

障害者自立支援法によって位置付けられた
雇用契約を結ばない
→労働関係法令は適用されない

1970	障害者基本法
2006	障害者自立支援法
2013	障害者総合支援法

障害者の社会への進出が進んでいる
企業の障害者法定雇用率の引き上げ
障害者雇用対象事業主の範囲拡大

障害のある人が利用できるサービスの充実や推進を図るため、自立支援法に代わって総合支援法が成立

障害の有無に関わらず、働く場の環境改善が進められている

既往研究・研究目的

就労系福祉施設の空間に着目した研究は少なく、2024年の中藤らによる就労支援施設の作業スペースについての研究^{1,2)}がある

既往研究

本研究

作業室についての研究 → 作業室以外に関する研究

年代的に研究 → 年代を横断的に研究

特定の障害に関する研究 → 複数の障害を扱う研究

研究目的 休憩室・設立時期・事業内容等の条件を比較し、空間の現状と課題を明らかにしたい

2 | 調査概要

1) 調査対象施設

WAMNET⁴⁾に登録されている
名古屋市内の就労継続支援 B 型事業所 280 件

2) 調査方法

①アンケート調査分析・自由記述分析

アンケート用紙を調査対象施設に送付
104 件の回答 (5 件不着・回収率 37.8%)

アンケート調査結果を
・設立時期
・事業内容
・休憩室の有無 / 広さ等 を中心にクロス集計

現状の空間についての不満を自由記述とした

②平面図分析

平面図の提供があった 9 事業所

- ・休憩室の様子
- ・作業室の様子
- ・エントランスの様子
- ・空間構成

分類・分析を行う。

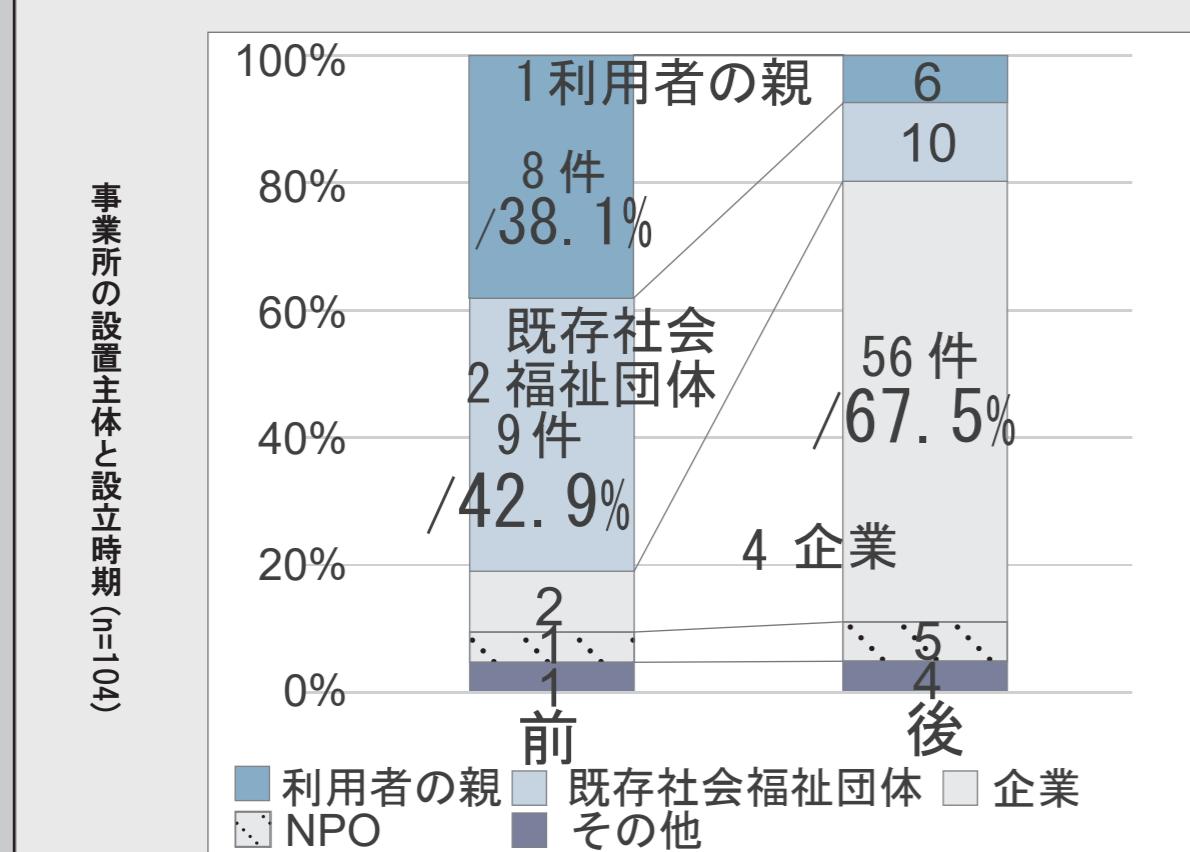
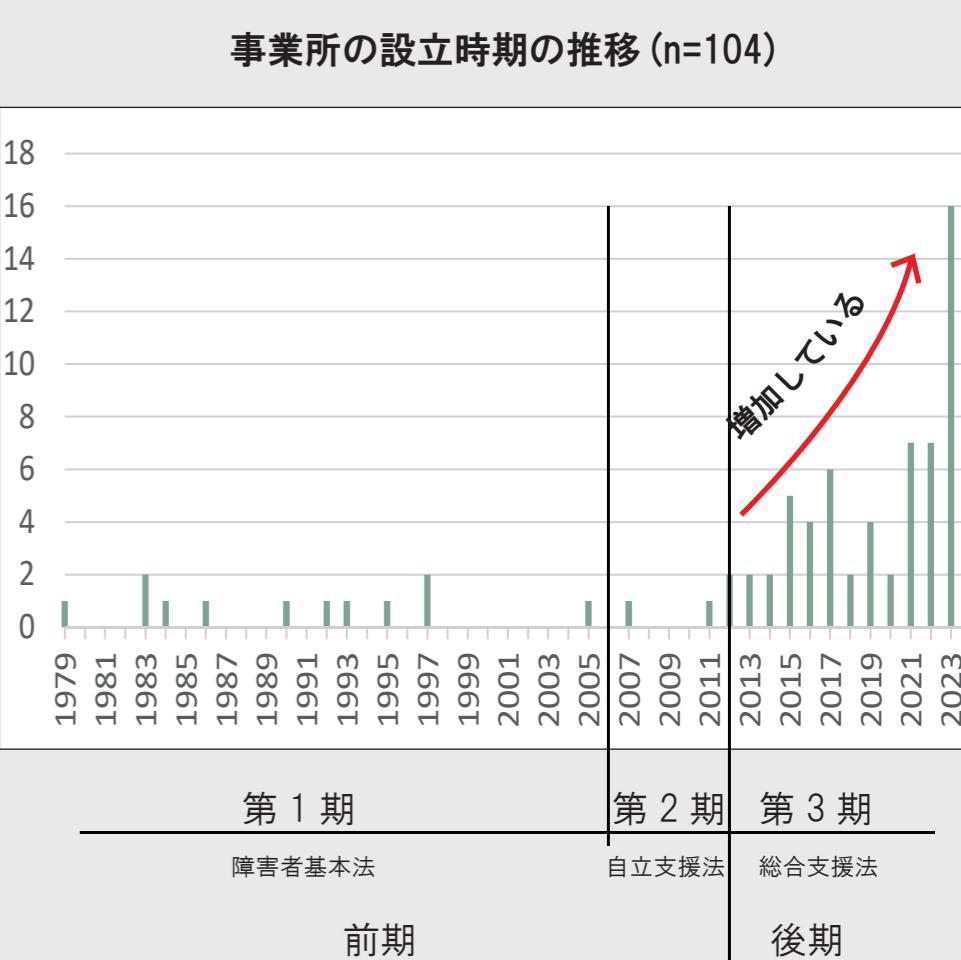
3 | アンケート調査結果

全ての事業所の設立時期

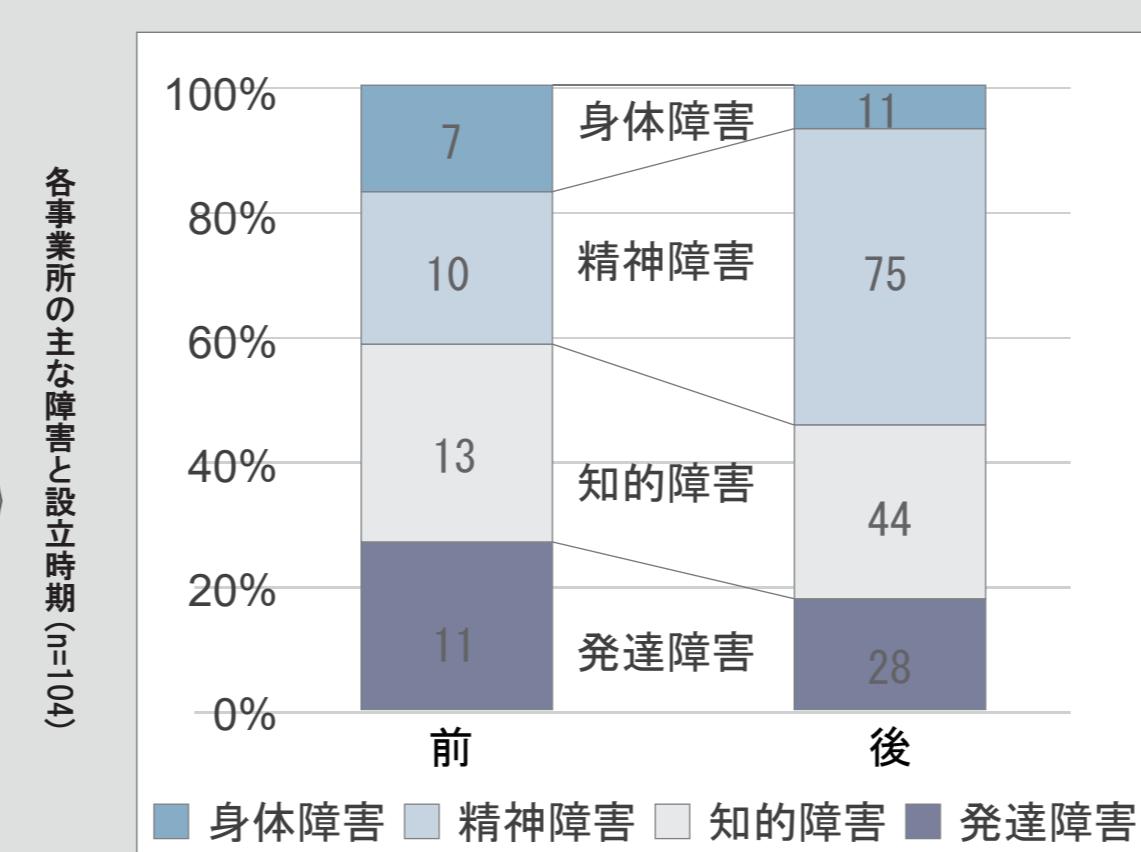
法律の成立時期により、3つの期に分けた
第1期と第2期を合わせて前期、
第3期を後期とする

年	期間①	期間②	法律	件数
~2005年	第1期		障害者基本法	16
~2012年		前期	障害者自立支援法	5
2013年	第2期	後期	障害者総合支援法	83

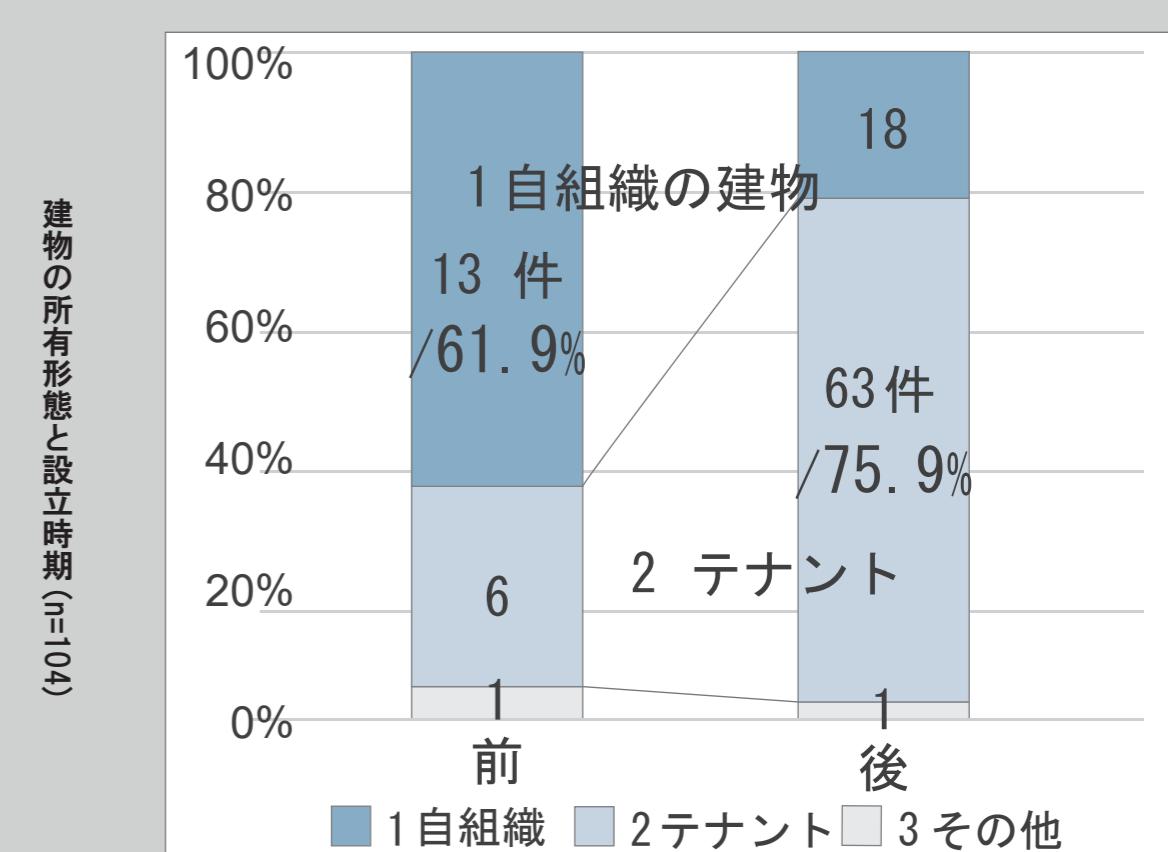
第3期・後期が増加していることが分かる



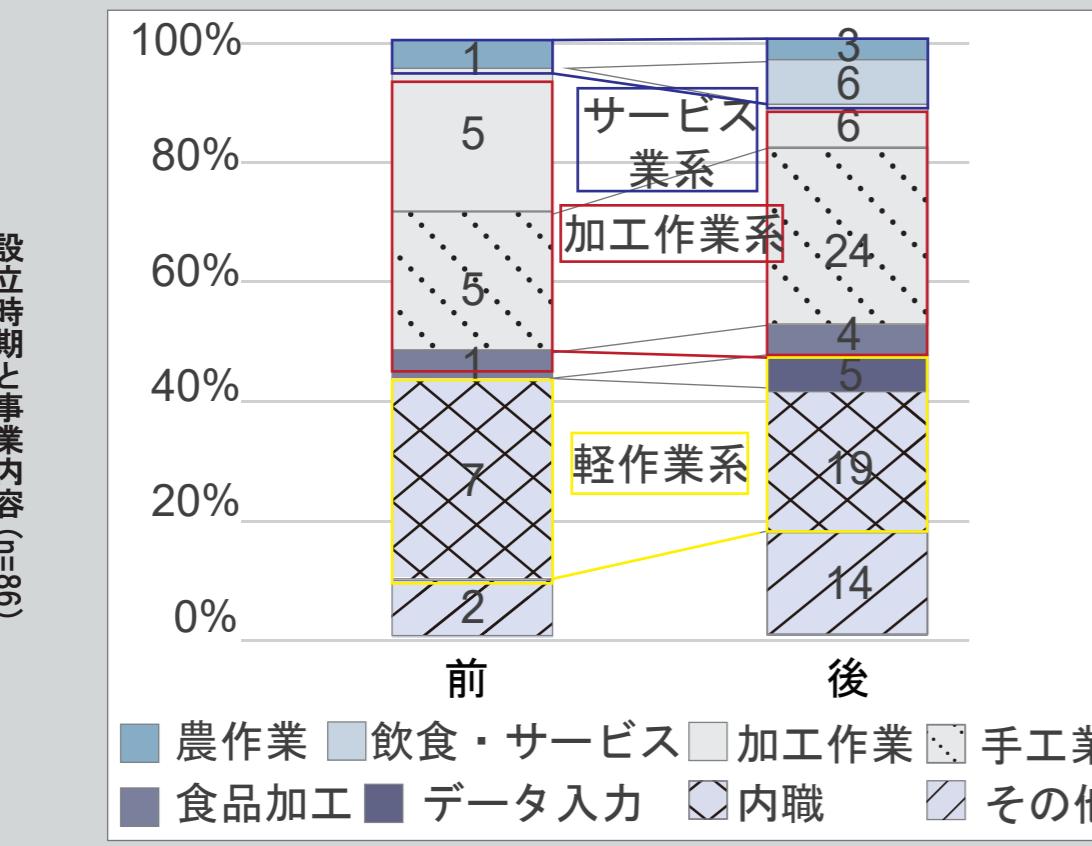
前期は利用者の親・社会福祉法人、後期は企業による設立が多い。



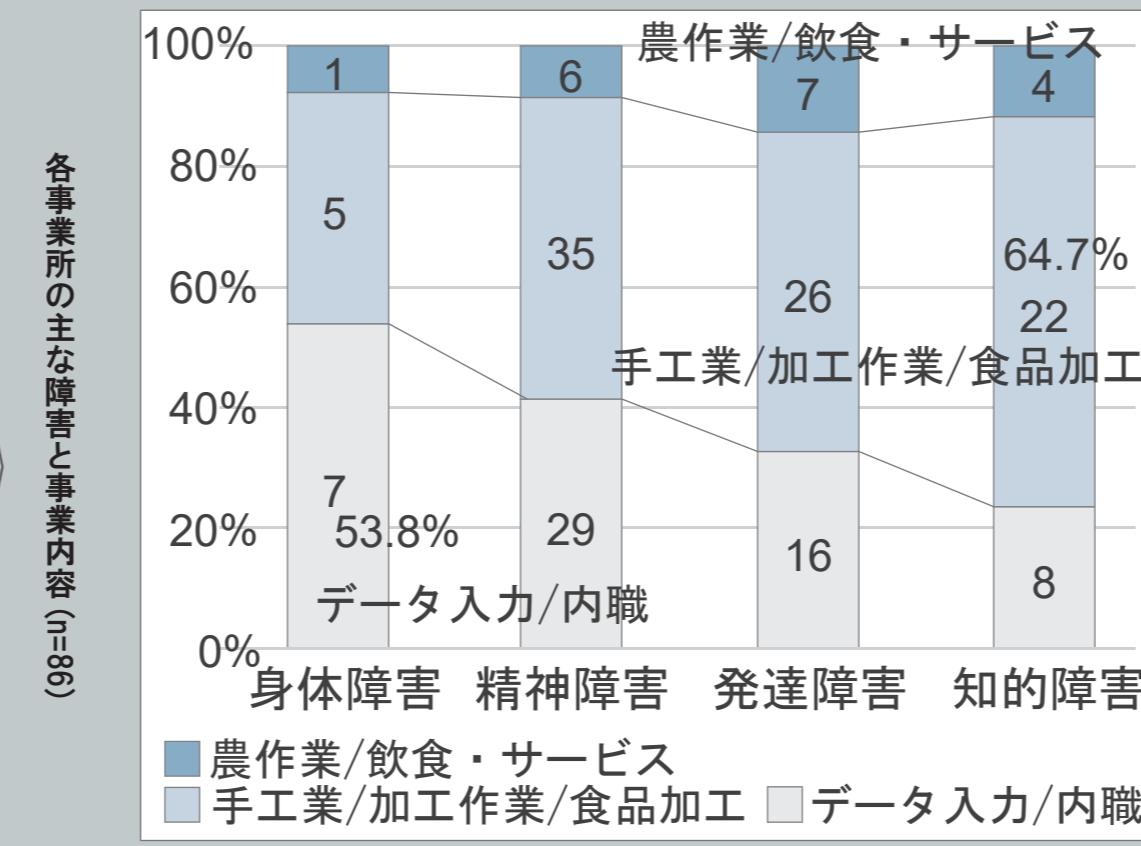
後期になると精神障害者の割合が増す。



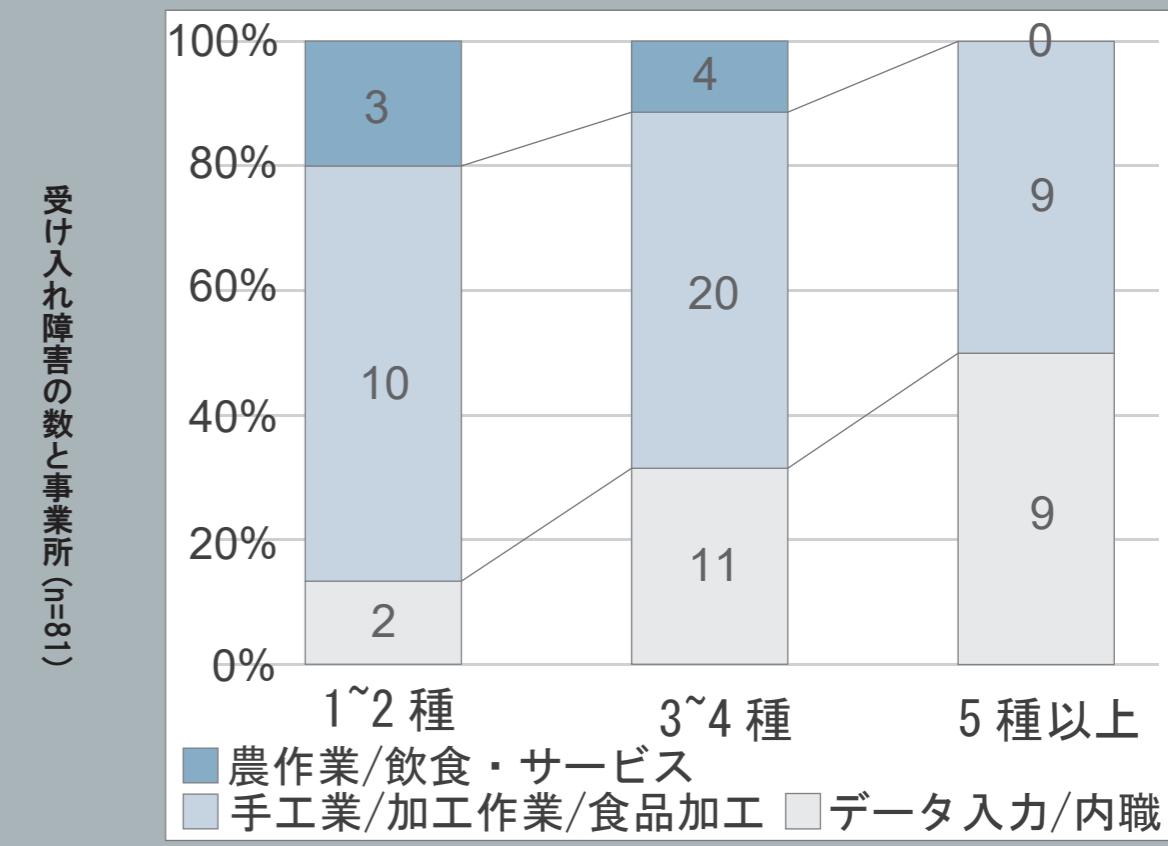
後期はテナントを利用する事業所の割合が増加



後期では、サービス業系事業と、その他の事業が増加している。

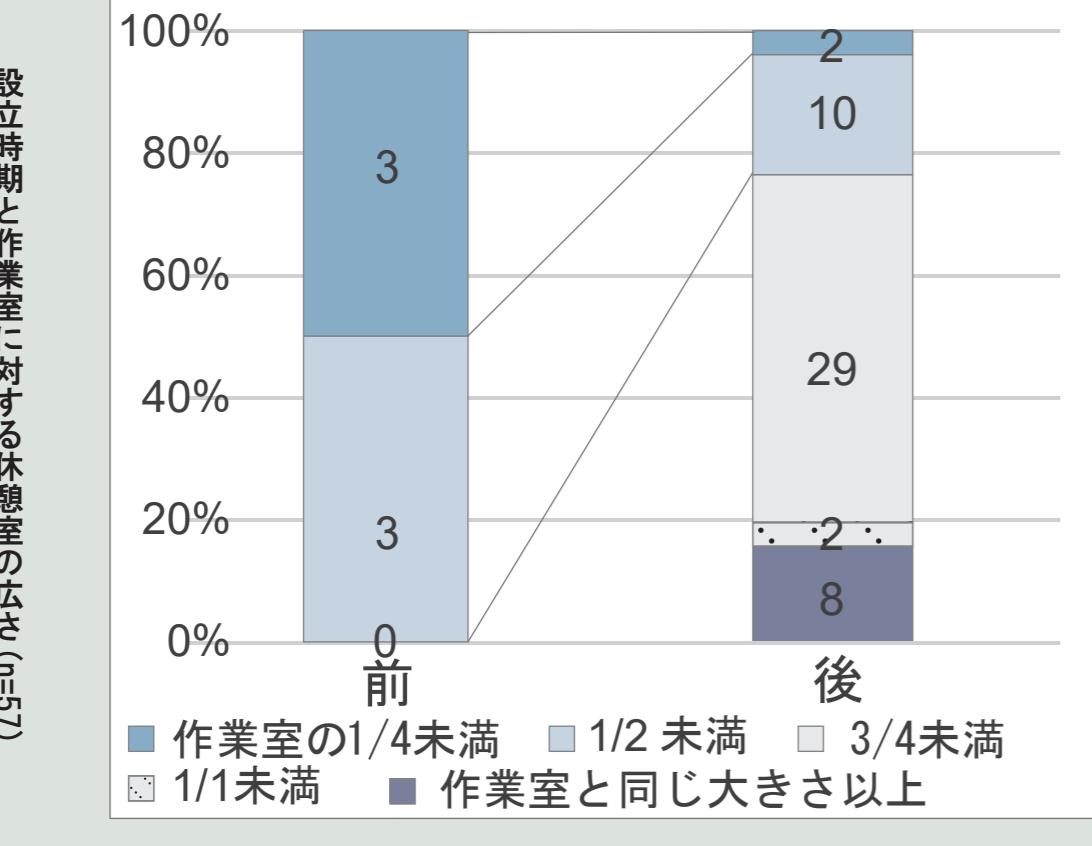


身体障害者が多い事業所では、軽作業が多い

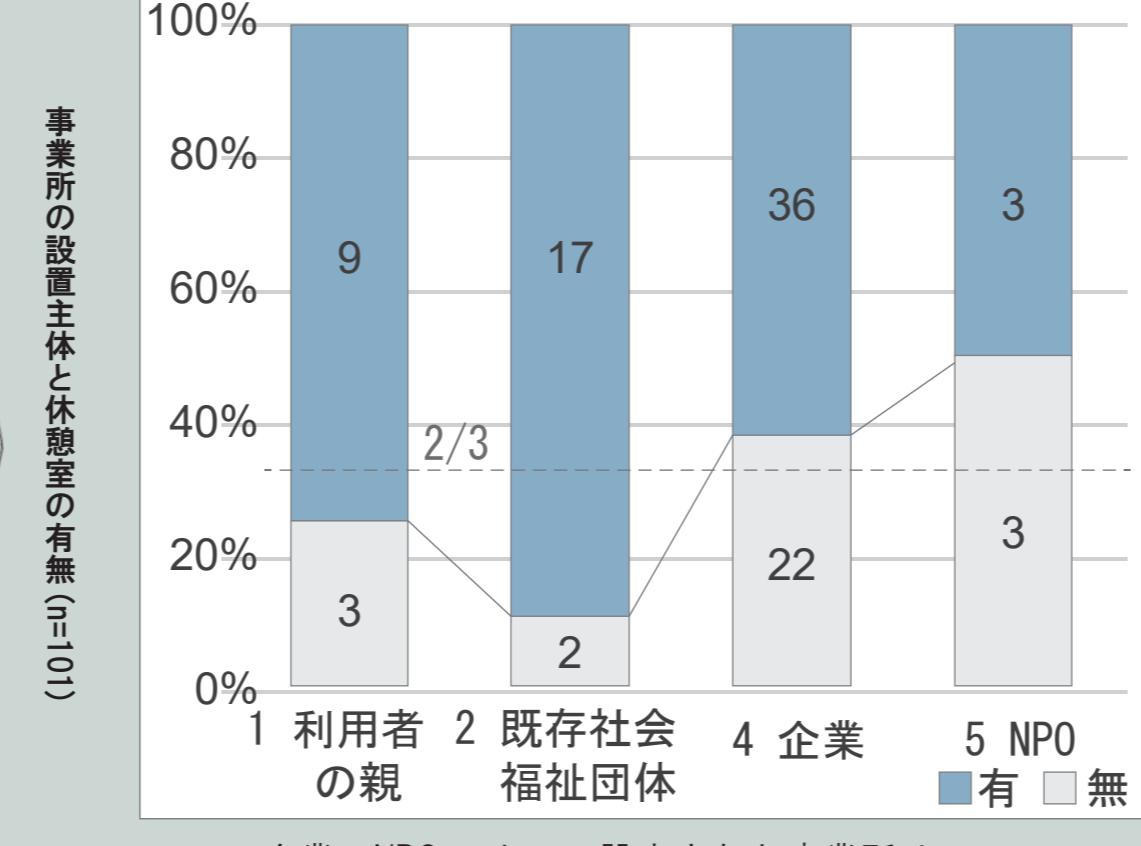


種類が多くなるほど軽作業系が増加

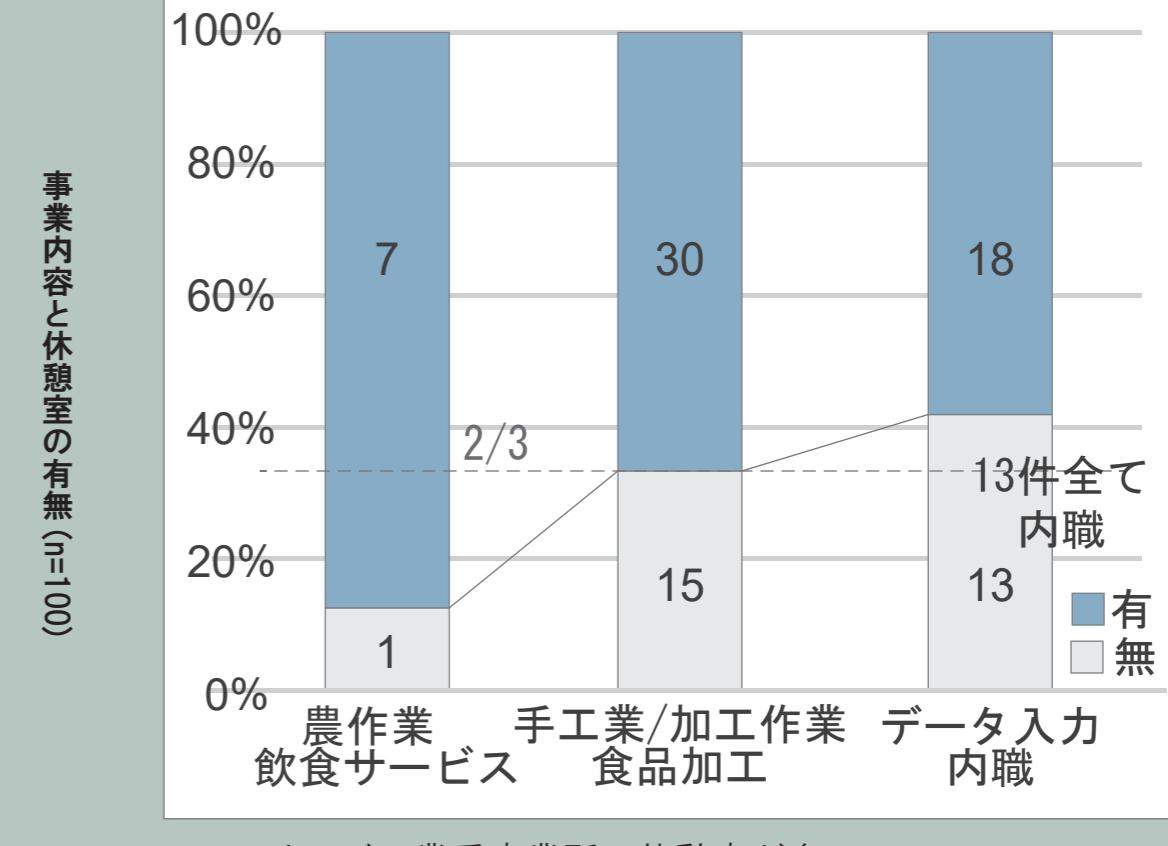
→障害の種類が増えると作業は軽作業化する



後期の休憩室の方が作業室に対する休憩室の広さが広い。



企業・NPOによって設立された事業所は、休憩室の有る割合が全体の平均よりも少ない。



サービス業系事業所に休憩室が多い。

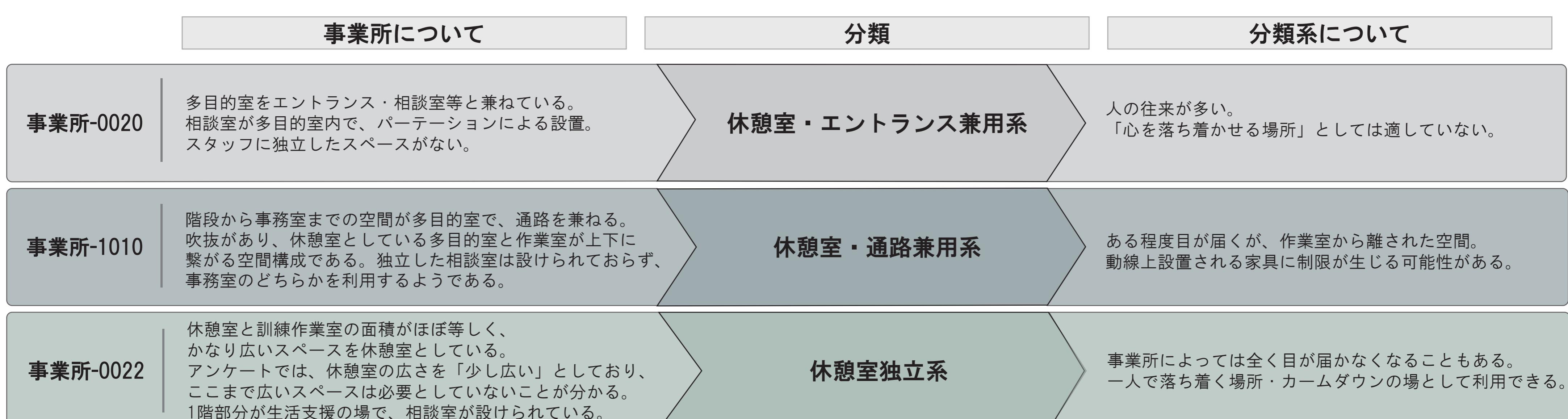
軽作業系の事業所は休憩室が平均より少ない。

4 | 平面図分析

番号	0020 休憩室・エントランス兼用系	1010 休憩室・通路兼用系	0022 休憩室独立系
図面			
設立年	2023	2022	2016
設置主体	企業	企業	企業
建物所有	テナント	自組織の建物	自組織の建物
事業内容	データ入力	飲食・サービス 農作業 内職	手工業・加工作業
作業室の面積	60m ²	50m ²	40m ²
フロア数	1	2	2
EVの有無		有	有
スタッフ専用スペース	有	有	有 (1階)
多目的室の用途	エントランス・物販スペース・休憩スペース	休憩スペース	休憩スペース
相談室の有無	有	無	有 (1階)
相談室の壁	パーテーション		壁
現状の不満点	電灯の配線状況を必要な場所のみ点灯できるようにしたい。		構造化の為のブースが無い事。 1階部分は生活支援
特記事項			

現状、休憩室を休憩室として独立して設けている事業所は、平面図提供のあった9件中、事業所-0022の1件のみであった。他の事業所は、多目的室を休憩室としており、その多目的室に様々な要素を入れこんでいる。例えば、エントランスやその他の室への通路、相談室あるいは物販スペース等である。そこで、多目的室・休憩室と兼ねる要素により9事業所を3つに分類した。

ここでは代表例3事業所を示している。



5 | 自由記述

自由記述では、「もう少し広いスペースが欲しい」等、狭さについての不満が目立った。

テナントを利用する事業所が67.6%あり、間取りの変更が難しいことも原因の一つと考えられる。

又、「面談のスペースがもう少し欲しい」、「トイレを増やしたい」等、作業室以外の要素についての不満も挙げられた。ここで、自由記述についての分類を行った。

番号	設立年	現状の空間について、不満や改善したいことを教えてください。
16	2021	もう少し広いスペースが欲しい
1011	2015	訓練作業室も多目的室も1.5倍くらい広いと余裕がありよい。感染症の対策もしやがる。
1051	2022	もう少し広くしたいです。
1070	2012	広くしたい。
1072	2015	事業所全体の狭さ
3	2015	もう少し天井の高さや作業スペースが取れればよかったです。(コロナ対策等)
23	2018	作業室がせまい
1034	1986	とにかく作業室が狭い。利用者10人以上になると、かなり動きが制限されるため、できれば100m ² 以上は欲しい。作業用の資材を置く場所がなかったり、作業の手順や動線が制限されたため、作業効率にも影響を及ぼしている。もう広くないと利用者がひびと動くことができない。
1063	2012	狭い。
1035	2023	今後利用者の人数が増えた際に広くする必要がある。
21	1983	生活介護と就労継続支援B型を分けるため部屋を別々にしているが作業人数に対して作業スペースが狭く今まで使わなくなったり工場の建て替えを検討中。
1081	2001	定員は20名だが、20名が全員で利用するには建物が狭い。また、作業スペースが狭いので、重い荷物の運搬が必須である。
5	1997	グランピングの食品製造、加工をメインに行なう事業所であり、食材や資材、機器が多くあり定員に対して受け入れられるスペースがない。
1031	1983	人数の多さに食堂が狭い
1029	2023	多目的室2つのうち一つは実質休憩スペースになっているが、食事も面談もすべて同じ場所で行っていることが不満
1045	1992	面談のスペースがもう少し欲しい。
1016	2017	利用者によって快適な環境は個々に違う。多様なニーズに合致する空間を用意したいが難しい。
1038	2023	利用者が一人でなる静かな空間がない。(カームダウン・精神不安定時に落とすときに2つ)
1020	1997	食堂といい明確なスペースではなく、作業室で食事しています。ただ施設自体が狭いので、これ以上はもうどうもいないかと思います。
1049	1979	独立した休憩室を作りたい。
1032	2007	事務所がないこと
1044	2016	スタッフの休憩場所の確保
1003	2019	資材置き場がほしい
1013	2016	利用者さんのロッカーが小さいので衣類も入るロッカーがあるとよい
1083	2022	作業所必要な物販庫がほしい。独立した休憩室は、利用者の方には不要だが、スタッフに作りたい。

番号	設立年	現状の空間について、不満や改善したいことを教えてください。
9	2017	1フロアの広い空間になると良い
1059	2023	4階建てであり、2階ぐらいにして1つの部屋を大きくしたい。
18	2017	作業スペースが狭いので広くしたい 小部屋で作業できるようにいくつか部屋があるといい(精神の方や自閉症の方ように)
8	2020	移動しやすいよう、経路上を広く取りたい
1006	2023	席と席の間が狭い。
17	2023	ウォーターサーバーの設置
13	1993	きれいでシャレな感じにできるとよい
14	2022	休憩所が階段を上らないないので、車椅子の方たちは利用できないこと
20	2023	電灯の配線状況を必要な場所のみ点灯できるようにしたい。
22	2016	構造化の為のブースが無い事。
1	2013	床の防水の塗り替え
1017	2019	トイレを増やしたい。今は1か所。
1026	2014	改善は欲しいが、トイレが一つなため、追加でもう一つ出来たら。
1025	2020	事業所は法改正があった2019年以降に運営を始めていますのでB型事業所として運営を始めたいと思います。設備として整備したいとは思っています。
1009	2012	作業所が主に2階にあるため、荷物搬出用昇降機を設置したい。
1040	2012	3階と2階で内職を行うが、物の運搬が大変。
1002	2021	築年数が長い建物のため柱が多く開放感がない
1053	2019	内装を少し明るくしたい
1058	2017	壁が多い死角がある
1063	2012	建物が古い感じがする。
1048	2014	自然な食堂や作業場内で食事、休憩を取る方が多く(その方が落ち着き、みんなで会話を弾む様子)休憩スペースはあまり利用しない、職員も一緒に食事休憩を同じ空間、時間で取る。生活状況、体調管理、昨日見たTV等、確認と情報共有の機能を兼ねている。 小規模で気氛あいとい給食事業を行っています。作業場や休憩室等決して広くはありませんが、各自自分のやりたいことを尊重し、仕事に取り組んでいます。人間関係や体調などにより人の接触を避けて最小限にすることには工夫が必要。日々のやり取りの中で見極めてサポートしています。
4	2021	人によりバーゾナルなスペースが違う、また、壁面を向きながら作業等障害の特性によりバーゾナルなスペースが違う。一般的に、障害者と健常者の接続は複数あり、就労支援という場で利用者のプライバシーが十分に確保されているかが課題である。

また、B型事業所の設置要件には相談室があるが平面図分析で扱った事業所では人の往来の多い多目的室内に、パーテーションにより仕切られていることが多かった。自由記述でも相談室の設置を希望する事業所が複数あり、就労支援という場で利用者のプライバシーが十分に確保されているかが課題である。

6 | 結論

本研究では、以下のことが明らかになった。

- 2013年以降に設立された事業所が多く、その約7割が企業による設立で、新しい事業所はテナントを利用することが多い。
- 受け入れる障害の種類が増えると作業は軽作業化する。
- 休憩室の有無に設立時期による違いはない。
しかし、NPO・企業による設立は休憩室が少なく、事業内容から比較すると、内職を行う事業所に休憩室がないことが多い。
- 休憩室の作業室に対する広さは、前期よりも後期の事業所の方が比較的広く、一方で作業室が狭いと感じている事業所も多いことから、テナントであることによる、間取りの自由度が低いことも原因の一つであると考えられる。
- 相談室が多目的室の中であったり、相談室をその専用スペースとして設置していない事業所もあり、利用者のプライバシー保護の観点で課題といえる。
- 独立した休憩室は障害の特性によっては適していない場合がある。
- 今後の展望として、特に相談室については就労継続支援という就労移行の場であることから、一般就労の場と同等以上に重視されるべきと考える。
- 相談室の重要性は高いと言え、更なる研究が必要である。

参考文献

- 厚生労働省ホームページ/政策について/分野別の政策一覧/福祉・介護/障害者福祉/障害福祉サービス等/障害者の就労支援対策の状況 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuinitsuite/bunya/hukushi/kaigo/shougaishahukushi/service/shrouu.html>
- 3)加藤竜舞/脇坂圭一(2024)「障害者就労支援施設における利用者・職員からみた作業スペースに関する研究」その1/2
- 4)WAMNET「障害福祉サービス等情報公表システムデータ オープンデータ